

## 奨学金返還支援のための内規

制定 平成 29 年 2 月 10 日

### (目 的)

第 1 条 この内規は、返還義務のある奨学金を利用している者（又は利用していた者）が、山口県厚生農業協同組合連合会に入会する場合の奨学金の返還支援について定めたものである。

### (対象とする職種)

第 2 条 奨学金の返還支援の対象とする職種は次のとおりとする。

- 1 薬剤師
- 2 その他理事長が適当と認めた職種

### (奨学金返還支援の対象者)

第 3 条 大学在学期間中に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の貸与型奨学金の貸与を受け、奨学金の返還義務のある者で、正職員として当会に採用され、業務に従事する次の者とする。但し、当会の奨学金を受けた者は対象としない。

- 1 新卒者
- 2 既卒者で、既に奨学金の返済が始まっている者

### (奨学金返還支援の対象及び額)

第 4 条 奨学金返還支援の対象は月賦返還分のみとし、支援する額は毎月の返還額とする。ただし、月 5 万円を限度とし、支援総額は 3 6 0 万円以内とする。

### (支援の期間)

第 5 条 支援の期間は、返還金額が 3 6 0 万円以上の場合には、3 6 0 万円を毎月の返還額で除した月数（端数切捨て）とする。また、返還残額が 3 6 0 万円を下回る場合は、その金額を毎月の返還額で除した月数（端数切捨て）とする。ただし、毎月の返還額が 5 万円以上の場合には、いずれも 5 万円で除した月数（端数切捨て）とする。

### (支援の停止及び終了)

第 6 条 労務の提供が全くない月については、支援を停止する。この場合、前条の支援の期間には含めない。また、正職員の身分を失った場合には、支援を終了する。

### (申請手続)

第 7 条 この奨学金返還支援を受けようとする者は、採用内定後、病院総務課に次の書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 1 奨学金返還支援金給付申請書
- 2 奨学金の借入総額と返還額が分かる書類

### (改 廃)

第 8 条 この内規の改廃は、理事長が行う。

### (その他)

第 9 条 この内規に定めのないことについて疑義が生じた場合には、理事長がこれを決定する。

### 附 則

この内規は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

## 奨学金返還支援金給付申請書

山口県厚生農業協同組合連合会  
代表理事理事長 花本敏夫様

申請日 年 月 日

申請者氏名 ⑩

住 所

電話番号

私は、大学在籍中に下記の貸与型奨学金を利用しております。奨学金の返還に際し、山口県厚生農業協同組合連合会に就職し、奨学金返還支援金の給付を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

### 記

#### 1. 出身大学・学部・学科

在籍（見込）期間 年 月 入学  
年 月 卒業（見込）

#### 2. 奨学金の実施主体・名称

返還が必要な奨学金の借入総額または償還残高

円

※ 返還義務のある奨学金の貸付を受けていること、および、その借入総額、返済金額等が分かる書類を添付すること。

## 奨学金返還支援金給付決定通知書

様

山口県厚生農業協同組合連合会

平成〇〇年〇〇月〇〇日付申請のあった、奨学金返還支援金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1. 給付支援期間

平成〇〇年〇〇月 ～ 平成〇〇年〇〇月の 〇〇ヶ月

2. 返還支援金額 (月額)

〇 〇 〇 〇 円

3. 給付方法

月例給与に合わせて給付する。

4. その他

奨学金返還事項等に変更がある場合は、速やかに申し出ること。

以 上